

令和5・6年度茨城県建設工事入札参加資格審査（格付）について

1 格付対象業種及び技術者要件等

業種	格付	技術者基準	許可区分	法定外 労災保険	総合点数 基準	発注標準金額
土木	S	12人(5人)	特定	加入	1,120点以上	4千万円以上
	A	5人(2人)			900~1,119点	3千万円以上2億円未満
	B				720~899点	1千万円以上3千万円未満
	C				719点以下	1千万円未満
建築	S	9人(5人)	特定		1,040点以上	4千万円以上
	A	4人(2人)	特定		900~1,039点	3千万円以上2億円未満
	B				680~899点	1千万円以上3千万円未満
	C				679点以下	1千万円未満
電気	A	6人			870点以上	1千万円以上
	B				869点以下	1千万円未満
管	A	4人			740点以上	1千万円以上
	B				739点以下	1千万円未満
舗装	A	5人		920点以上	1千万円以上	
	B			919点以下	1千万円未満	

注1) S・A等級は、技術者基準、許可区分及び総合点数基準の全てを満たすことが必要。

注2) 技術者基準は、直近の総合評定値通知書に記載された技術職員数の計。なお、() は1級技術者数で内数。

注3) 舗装については、申請日現在において「舗装工事特別技術職員数基準」を満たすことが必要。

【舗装工事特別技術職員数基準】(いずれか一つ)

1級舗装施工管理技術者	1名
2級舗装施工管理技術者	2名
1級建設機械施工管理技士	1名
2級建設機械施工管理技士(第3種、第4種、第5種)	1名

注4) 許可区分欄の「特定」は、建設業法第15条に規定する特定建設業許可を指す。

注5) 新規に入札参加の資格を得た業種について格付けをする場合は、該当する格付等級の1等級下位の等級に格付けする。

注6) 格付等級が前回格付等級の2等級以上上位又は下位の等級になる場合は、今回格付等級の1等級下位又は上位の等級に格付けする。

注7) 格付等級が前回の格付等級より上位の等級となる者で、資格審査の申請において上位の等級への格付けを希望しなかった場合は、前回と同等級に格付する。

2 法定外の労災保険への加入

業種、格付等にかかわらず、全ての者に対して、審査基準日又は申請日時点で法定外の労災保険の加入を条件とする。

3 有資格者名簿の有効期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。
(原則として、この間に格付等級の見直しは行わない。)

4 技術等評価項目

別表のとおり県内業者(建設業法における主たる営業所を県内に有する者)に対し技術等評価を行う。

5 技術等評価

項 目	数 値																				
<p>工事成績</p> <p>格付対象工事の種類ごとの工事成績（茨城県土木部、農林水産部及び企業局が発注した、当該建設業者の過去４年度（平成３０年４月１日から令和４年３月３１日まで）に竣工したもの）における１件２５０万円以上の工事の工事成績の平均点数及び工事件数とする。この場合において、共同企業体（以下「JV」という。）が完成した工事の点数及び件数は、当該JVの各構成員の数値として取り扱うものとする。）</p> <p>ただし、業種が建築の場合においては、過去１０年度（平成２４年４月１日から令和４年３月３１日まで）に竣工したもの）における１件２５０万円以上の工事の工事成績の平均点数及び工事件数とする。</p>	<p>以下の１、２又は３により算出する数値</p> <p>１ 平均点数が８０点以上の者については、次式により算出する数値（工事の種類ごとに算出）</p> <p style="text-align: center;">（工事成績の平均点数－６５）×補正係数α×１０点</p> <p style="text-align: center;">《補正係数α》</p> <table border="1" data-bbox="810 629 1161 837"> <thead> <tr> <th>受注件数</th> <th>係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>１件</td> <td>１</td> </tr> <tr> <td>２～４件</td> <td>１．０３</td> </tr> <tr> <td>５～８件</td> <td>１．０６</td> </tr> <tr> <td>９件以上</td> <td>１．０９</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※表内の件数は過去４年度又は過去１０年度の工事件数の合計</p> <p>２ 平均点数が６５点以上８０点未満の者については、次式により算出する数値（工事の種類ごとに算出）</p> <p style="text-align: center;">（工事成績の平均点数－６５）×補正係数β×１０点</p> <p style="text-align: center;">《補正係数β》</p> <table border="1" data-bbox="810 1173 1161 1382"> <thead> <tr> <th>受注件数</th> <th>係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>１件</td> <td>１</td> </tr> <tr> <td>２～４件</td> <td>１．０１</td> </tr> <tr> <td>５～８件</td> <td>１．０２</td> </tr> <tr> <td>９件以上</td> <td>１．０３</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※表内の件数は過去４年度又は過去１０年度の工事件数の合計</p> <p>３ 平均点数が６５点未満である者については、次式により算出する数値（工事の種類ごとに算出）</p> <p style="text-align: center;">（工事成績の平均点数－６５）×１０点</p> <p>注１）平均点数は小数点第２位以下切捨てとし、算出した数値は、小数点以下切捨てとする。</p> <p>注２）工事成績の対象とならない工事の件数については含まない。</p>	受注件数	係数	１件	１	２～４件	１．０３	５～８件	１．０６	９件以上	１．０９	受注件数	係数	１件	１	２～４件	１．０１	５～８件	１．０２	９件以上	１．０３
受注件数	係数																				
１件	１																				
２～４件	１．０３																				
５～８件	１．０６																				
９件以上	１．０９																				
受注件数	係数																				
１件	１																				
２～４件	１．０１																				
５～８件	１．０２																				
９件以上	１．０３																				

項 目	数 値
<p>技術者の確保・育成</p> <p>1 格付対象工事の種類ごとの技術職員数 (総合評定値通知書に記載された数に限 る。)</p> <p>2 CPDS、建築CPDの一定の学習履 歴を有している職員の在籍状況及び取得 ユニット又は単位数</p> <p>3 若年技術職員の入職を促す取組による 入職者数</p>	<p>以下の1～3により算出する数値の和</p> <p>1 総合評定値通知書に記載された技術職員について、次式 により算出する数値の和 (1) 監理技術者の数×3点 (2) 一級技術者((1) で評価された者を除く。) の数 ×2. 5点 (3) 監理技術者補佐の数×2点 (4) 登録基幹技能者の数×1. 5点</p> <p>2 申請日現在において、継続学習制度(CPDS又は建築 CPD)の学習単位を取得している技術者が在籍している 場合に加点。さらに、その取得ユニット又は単位を取得し ている技術者全員の取得ユニット又は単位数の合計値に 応じて加点。 対象は、令和2年11月1日から令和4年10月31日 の間に取得したユニット又は単位とする。 (1) 一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続学 習制度(CPDS)における学習単位を取得している技 術者(土木施工管理技士)を在籍させている場合に3点 を加える。 また、技術者の取得ユニット数に応じて10ユニット につき1点(加対象業種は、土木及び舗装とする)。 (2) 建築CPD運営会議(事務局:公益財団法人建築技術 教育普及センター)の建築CPD(継続能力/職能開発) 情報提供制度における学習単位を取得している技術者 を在籍させている場合、3点。また、技術者の取得単位 数に応じて10単位につき1点(加対象業種及び資格 区分は下記のとおり)。 建築: 建築士、建築施工管理技士 電気: 建築設備士、電気施工管理技士 管 : 建築設備士、管工事施工管理技士</p> <p>3 経営事項審査の審査基準日から前1年間に増加した3 5歳未満の常勤の技術職員のうち、インターンシップ、就 職説明会等、若年者の入職を促す取組による入職者数×5 点。</p> <p>注1) 1において算出した数値の合計が40点を超える場合 は40点とする。 注2) 2において算出した数値の合計が10点を超える場合 は10点とする。 注3) 3において算出した数値の合計が10点を超える場合 は10点とする。 注4) 経営事項審査の基準日から前1年間に増加した35歳 未満の常勤の技術職員は、経営事項審査の際に提出した技 術職員名簿により確認する。</p>

項 目	数 値
<p>労働安全衛生</p> <p>申請日現在における建設業労働災害防止協会への加入状況</p>	<p>加入している者に対して5点</p>
<p>指名停止</p> <p>茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成6年施行）に基づく指名停止措置の件数（入札参加資格の定期審査が行われる年の前年度及び前々年度における件数とする。この場合において、JVが受けた指名停止措置の件数は、当該JVの各構成員の件数として取り扱うものとする。）</p>	<p>以下の1～3により算出する数値の和</p> <p>1 2週間の指名停止措置を受けた実績については、次式により算出する数値 指名停止措置の件数×（－5）</p> <p>2 2週間を超え1ヶ月以下の指名停止措置を受けた実績については、次式により算出する数値 指名停止措置の件数×（－10）</p> <p>3 1ヶ月を超えて指名停止措置を受けた実績については、次式により算出する数値 指名停止措置の件数×指名停止措置の月数×（－5）＋（－5）</p>
<p>監督処分</p> <p>1 建設業法第28条に基づく指示又は営業停止の件数及び法第29条に基づく許可取消に相当すると認められる件数（入札参加資格の定期審査が行われる年の前年度及び前々年度における件数とする。この場合において、JVが受けた指示又は営業停止の件数は、当該JVの各構成員の件数として取り扱うものとする。）</p> <p>2 経営事項審査評価点で評価されていない監督処分歴（令和2年度及び令和3年度中に受けたものに限る。）</p>	<p>以下の1及び2により算出する数値の和</p> <p>1 以下の（1）～（5）により算出する数値の和 （1）指示処分を受けた実績については、次式により算出する数値 指示処分の件数×（－10） （2）30日未満の営業停止を受けた実績については、次式により算出する数値 営業停止の件数×（－20） （3）30日以上90日未満の営業停止を受けた実績については、次式により算出する数値 営業停止の件数×（－30） （4）90日以上90日未満の営業停止を受けた実績については、次式により算出する数値 営業停止の件数×（－40） （5）許可取消に相当すると認められる実績については、次式により算出する数値 許可取消に相当すると認められる件数×（－40）</p> <p>2 以下の（1）及び（2）の和</p> <p>（1）指示処分 －21点 （2）営業停止 －43点</p>

項 目	数 値
<p>社会貢献活動</p> <p>1 資格審査の基準日現在における、茨城県（出先機関を含む。）又は茨城県以外の自治体等と防災活動（防疫活動を含む。）に関する協定への協力状況</p> <p>2 令和2年度及び令和3年度において、茨城県との防災協定に基づく要請により実際に行った防災活動の状況（資材費等以外は無償の活動に限る。）</p> <p>3 令和2年度及び令和3年度において、茨城県又は県内市町村の要請により実際に行った防疫活動の状況</p>	<p>以下の1～3により算出する数値の和</p> <p>1 以下の（1）及び（2）のいずれかに該当するものに加点。重複加点は行わない。 （1）茨城県との防災協定に基づく要請を受けて活動する者に10点 （2）茨城県以外の自治体等（国、県内市町村及び特殊法人（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項の政令で定める法人））との防災協定に基づく要請を受けて活動する者に5点</p> <p>2 実際に茨城県との防災協定に基づき防災活動を行った者に対して、1回の活動につき5点を加える。</p> <p>3 実際に茨城県又は県内市町村からの要請に基づき防疫活動を行った者に対して、1回の活動につき5点を加える。</p> <p>注）2において算出した数値の合計が10点を超える場合は10点とする。 注）3において算出した数値の合計が10点を超える場合は10点とする。</p>
<p>働き方改革</p> <p>1 申請日現在における茨城県社会保険労務士会が実施する「労働条件審査」の受審（審査報告書を受領）及びその内容又は経済産業省が実施する「健康経営優良法人」の認定（認定証を受領）及びその内容</p> <p>2 申請日現在における茨城県産業戦略部労働政策課が実施する「働き方改革優良（推進）企業」の認定（認定証を受領）及びその内容又は茨城県保健医療部健康推進課が実施する「いばらき健康経営推進事業所」の認定（認定証を受領）及びその内容</p>	<p>以下の1～4のいずれかにより算出する数値</p> <p>1 「労働条件審査」を受審し、審査適合企業の認定を受けている者又は「健康経営優良法人」の認定を受けている者に対して20点</p> <p>2 「労働条件審査」を受審し、改善計画実施企業の認定を受けている者に対して10点</p> <p>3 「労働条件審査」を受審している者に対して5点</p> <p>4 「働き方改革優良企業」の認定を受けている者に対して5点。「働き方改革推進企業」の認定を受けている者又は「いばらき健康経営推進事業所」の認定を受けている者に対して2点。重複加点は行わない。 「働き方改革優良企業」又は「働き方改革推進企業」の認定を受けている者であって、週休2日又は4週8休による労働環境改善に取り組んでいる場合は5点を加算。ただし、「働き方改革優良（推進）企業」の申請書類において確認できる者に限る。</p>

項 目	数 値
<p>新たな技術の導入（ICT施工）</p> <p>令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に竣工した、国、県、市町村又は特殊法人が発注したICT活用工事を元請として施工した実績</p>	<p>ICT活用工事を元請として施工した実績を有する者に対して10点</p> <p>注1) 対象とするICT活用工事は、発注者が定める要項等に基づき、「3次元起工測量」「3次元設計データ作成」、「ICT建設機械による施工」「出来形管理」のいずれかのICT施工技術を活用して行った工事とし、その実施について設計図書に明示されている者に限る。</p> <p>注2) 県外を施工場所とする施工実績も対象とする。</p> <p>注3) JVによる施工実績は、代表構成員、構成員に関わらず、共同施工の場合に限り対象とする。</p>
<p>ダイバーシティ</p> <p>1 女性・若年者の活躍 総合評価値通知書に記載された技術職員のうち、女性又は若年者の人数</p> <p>2 外国人材の活用 令和4年11月1日現在において、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。）第2条の2に掲げる特定技能又は技術・人文知識・国際業務の在留資格を有する者を常勤の職員として雇用している者</p> <p>3 障害者雇用 令和4年6月1日現在において、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第2条に掲げる障害者を常用労働者として雇用している人数</p>	<p>以下の1～3により算出する数値の和</p> <p>1 総合評価値通知書に記載された常勤の技術職員のうち、女性又は35歳未満の若年者の人数×5点</p> <p>注) 算出した数値が20点を超える場合には20点とする。</p> <p>2 令和4年11月1日現在において、特定技能1号若しくは2号又は技術・人文知識・国際業務の在留資格を有する者を常勤の職員として雇用している者に対して10点</p> <p>注) 常勤性の確認は、原則として、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により行う。当該確認書類により常勤性が確認できない場合は、常勤の職員と認めない。</p> <p>3 以下の(1)～(3)のいずれかにより算出する数値</p> <p>(1) 障害者雇用促進法第43条第7項の規定に基づき障害者の雇用に関する状況を報告する義務のある者（常用労働者の数が43.5人以上である場合）については、次式により算出する数値 障害者の雇用人数のうち障害者雇用促進法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数を超える人数×5点</p> <p>(2) 障害者雇用促進法第43条第7項の規定に基づき障害者の雇用に関する状況を報告する義務のない者（常用労働者の数が43.5人未満である場合）については、次式により算出する数値 障害者の雇用人数×5点</p>

項 目	数 値
	<p>(3) 申請日現在で茨城県産業戦略部労働政策課が実施する「茨城県障害者雇用優良企業認定制度」の認定を受けている者に対して10点</p> <p>注1) (1) 及び(2)において算出した数値の合計が10点を超える場合には10点とする。</p> <p>注2) (1)の障害者の雇用人数は、障害者雇用促進法第43条第3項から第5項及び第8項に基づき算定された数とする。</p>